

平塚市監査委員 市川喜久江  
同 城田孝子  
同 山原栄一  
同 秋澤雅久

### 監査の結果により講じた措置について（公表）

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第14項及び平塚市監査基準（令和2年4月1日施行）の規定により、監査の結果に基づき措置を講じた旨の通知がありましたので、次のとおり公表します。

#### 記

- 1 監査実施対象課  
土木部 道路管理課
- 2 監査実施日  
令和5年6月29日
- 3 監査結果の公表日  
令和5年7月28日（平塚市監査委員公表第12号）
- 4 監査の結果及び講じた措置の内容

監査の結果	措置の内容
財務に関する事務 (指摘事項) (1) 契約事務において、道路台帳整備事業における委託に地方自治法施行令及び平塚市契約規則に定める随意契約の適用条項誤りがあった。 また、前回監査の指摘事項と同様に、道路施設維持管理事業における委託に地方自治法施行令に定める随意契約の適用条項誤りがあった。 平塚契約規則等に則り事務処理の方法を再度確認し、同じ誤りを繰り返さないようチェック体制の強化を図るなど、今後の事務執行に当たり適正な措置を講じられたい。	財務に関する事務 (1) 適用条項の確認については、契約検査課が発行している「平塚市随意契約ガイドライン」の適用条項を簡潔にまとめ、業務別に適用条項の一覧表を作成し、各職員が確認できるように改善いたします。 また、決裁書類の中に適用条項がわかるようにし、担当者及び決裁者による確認を行います。